

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第114号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第14項中「建設局管理部建設総務課」を「建設局土木管理部調整管理課」に改める。

第2条 京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中第15項を第16項とし、第2項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 北区役所区民部総務課に属する職員（電話交換手に限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、上京区役所区民部総務課及び中京区役所区民部総務課の職員に兼職されたものとみなす。

第2条第14項各号列記以外の部分中「前条第14項」を「前条第15項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「前条第13項」を「前条第14項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「前条第12項」を「前条第13項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項各号列記以外の部分中「前条第11項」を「前条第12項」に改

め、同項を同条第12項とし、同条第10項各号列記以外の部分中「前条第10項」を「前条第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「前条第9項」を「前条第10項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「前条第8項」を「前条第9項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「前条第7項」を「前条第8項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「前条第6項」を「前条第7項」に改め、同項第1号中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前条第5項」を「前条第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「前条第4項」を「前条第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、上京区役所及び中京区役所における電話交換の業務に関する事務に従事させる。

附 則

この規則中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は同月16日から施行する。

(総務局人事部人事課)